

令和7年7月審査会だより

保険請求時のポイントをお知らせしています。返戻等があることがございます。

1. 原則として、心不全疑いに対する BNP 又は NT-proBNP の算定は 3 か月に 1 回まで認められる。
2. 原則として、C 型肝炎の治療法の選択における HCV 核酸定量検査の算定は 1 回に限り認められる。
3. 爪白癬に対して、「効能又は効果」に爪白癬がない抗真菌剤の処方、原則、認められない。
4. 診断確定後の特発性血小板減少性紫斑病に対する経過観察時の C 反応性蛋白 (CRP) の算定は、原則として認められる。
5. 肋骨骨折疑い、肋軟骨炎疑い病名のみに対する外用薬の算定は、原則として認められない。
6. B 型慢性肝炎の疑いに対する HBs 抗体の算定は、原則として認められない。ただし、免疫抑制剤の投与や化学療法を行う可能性がある場合はこの限りではない。
7. 次の傷病名に対する抗生物質製剤【内服薬】又は合成抗菌薬【内服薬】※の算定は原則として認められない。
※ペニシリン系、セフェム系、キノロン系、マクロライド系の内服薬で効能・効果に記載がないものに限る。

- (1)感冒 (2)小児のインフルエンザ (3)小児の気管支喘息
(4)感冒性胃腸炎、感冒性腸炎 (5)慢性上気道炎、慢性咽喉頭炎